

## ＜第2節 情報共有の推進＞

（情報公開）

第15条 町は、置戸町情報公開条例によるほか、行政運営についての情報を町民にわかりやすく説明することにより、町民がまちづくりに参加できるようにします。

まちづくりは情報の共有から始まります。

（個人情報の保護）

第17条 議会及び町は、個人の権利や利益を守りながら町政の適切な運営を行うため、置戸町個人情報保護条例により、個人情報を適切に取り扱います。

### 情報提供

- ・ 提供と共有
- ・ 調査研究・情報収集と管理

### 情報公開

- ・ 置戸町情報公開条例に基づいて公開

（情報提供）

第16条 町民、議会及び町は、それぞれが持っている情報を適切に提供し、共有することによりまちづくりを進めます。

2 町は、まちづくりに必要な情報を積極的にわかりやすく町民に提供し、案件によっては調査研究を行って、情報の収集と適切な管理を行います。

### 情報の共有

### 個人情報の保護

- ・ 個人情報保護条例により適切に個人情報を保護

## 第5章 町民のための議会



（議会の役割）

第18条 議会は、町政を決定し、執行機関を監視する機関としての役割を果たし、充実に努めます。

2 議会は、町民自治によるまちづくりを推進するために町民の意思をとらえ、政策づくりに活かすようにします。

町民の意思を代表します。